

平成28年4月の診療報酬改定により、「医療機関の機能の分担と業務の連携の更なる推進」を図るため、特定機能病院等については、紹介状のない初診患者や当院が他の医療機関へ文書による紹介を行う旨の申し出を行ったにもかかわらず当院を受診した再診患者に対して定額の徴収が義務づけられました。

## 初診時負担額改定のお知らせ

### ➤ 紹介状をお持ちでない初診の方

※ 紹介状をお持ちでない場合は、受診できない診療科もあります。  
新来窓口にご確認ください。

	平成28年3月31日まで	平成28年4月1日から	
初診時負担額 (※1)	3,240円(税込)	医科	5,400円(税込)
		歯科	3,240円(税込)

(※1) 他の医療機関等からの紹介状なしに当院を初診で受診される場合に、通常の診療費の他に別途ご負担いただく費用です。

## 再診時負担額新設のお知らせ

### ➤ 他の医療機関に紹介を行う旨の申し出を行ったにもかかわらず当院を受診される再診の方

	平成28年4月1日から	
再診時負担額 (※2)	医科	2,700円(税込)
	歯科	1,620円(税込)

(※2) 他の医療機関に対し文書による紹介を行う旨の申し出を行ったにもかかわらず当院を受診される場合に、通常の診療費の他に別途ご負担いただく費用です。